食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改 下する法律

(平成一五年六月一一日法律第七一号)

一、提案理由(平成一五年四月一七日・衆議院農林水産委員会)

亀井国務大臣 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する 法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

本法は、食品の安全性の向上と品質管理の徹底に対する要請を踏まえ、国際的にも推奨されている管理手法である危害分析重要管理点方式、すなわちHACCP手法の導入を促進することにより、食品の製造過程の管理の高度化を図るため、平成十年に五年間の臨時措置として制定されたものであります。

本法のもとで、HACCP手法の導入に必要な施設の整備について金融・税制上の支援措置を講ずること等により、食品の製造または加工を行う事業者においても、この手法に基づく高度な製造過程の管理の考え方が着実に広まってきております。

しかしながら、近年の景気動向の中で、新たにHACCP手法を導入するに際し、施設の改良等に伴う設備投資の面で課題が引き続き存在するとともに、最近における食中毒事故や食品への異物混入、さらにはBSEの発生等を通じて、食品の安全性の確保や品質管理の徹底に対する社会的要請は一層の高まりを見せております。

このため、引き続き食品の製造過程の管理の高度化を促進する必要があり、本法について、事業者が作成する製造過程の管理の高度化に関する計画の記載事項に、運用体制の整備に関する事項を追加する等所要の見直しを行うとともに、その適用期限を五年間延長することとした次第であります。

以上が、これら二法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(平成一五年五月一六日)

小平忠正君 ただいま議題となりました六案件につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、法の 適用期限の延長等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、これら六案件について、四月十七日及び五月八日に亀井農林 水産大臣から提案理由の説明を聴取し、五月八日、十三日及び十五日に質疑を行い、五 月七日には現地調査を行うなど熱心に審査を行い、それぞれ質疑を終局いたしました。

次いで、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

につきましては、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

.....(略).....

なお、同日、本委員会におきまして、食品の安全性確保に係る農林水産関係法律の運用に関する件について決議したことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

決議(平成一五年五月一五日)

(農林水産省設置法の一部を改正する法律(平一五法七〇)の決議と一括して掲載) 三、参議院農林水産委員長報告(平成一五年六月四日)

三浦一水君 ただいま議題となりました六案につきまして、農林水産委員会における 審査の経過と結果を御報告いたします。

.....(略).....

次に、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、その適用期限を五年間延長する等の措置を講じようとするものであります。

.....(略).....

委員会におきましては、農林水産省のリスク管理体制の在り方、HACCP手法を導入しやすい環境整備、生産資材に係る各種規制の十分な周知、輸入牛肉の安全性確保策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

.....(略).....

次いで、順次採決の結果、農林水産省設置法の一部を改正する法律案については多数をもって、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案については全会一致をもって、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案については、修正案を否決した後、多数をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....

なお、本委員会におきまして、食品の安全性の確保に係る農林水産関係法律の施行に 関する決議を行いましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

決議(平成一五年六月三日)

(農林水産省設置法の一部を改正する法律(平一五法七〇)の決議と一括して掲載)